

第10章 水防訓練等

第1節 水防訓練

水防訓練は、岡崎市地域防災計画に定める防災訓練と併せ、或いは単独に実施するものとし、実施にあたって特に住民の参加を得て水防思想の高揚に努めるものとする。

訓練にあたっては、次の各項目の全部又は一部について実施するものとする。

- (1) 観測 (水位、雨量、風速)
- (2) 通報 (電話、無線、伝達)
- (3) 動員 (消防機関、居住者の応援)
- (4) 輸送 (資材、器材、人員)
- (5) 工法 (各水防工法).....〔資料14〕
- (6) 避難・立退き (危険区域住民の避難)

第2節 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって定める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

必要な土地の一時使用

土石、竹木、その他の資材の使用

土石、竹木、その他資材の収用

車輛等の運搬具又は器具の使用

工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担命令権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合には、これを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	
岡崎市	消防団団長
上記の者に	の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する
平成 年 月 日	
岡崎市長	
(印)	

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに順ずるべき者に手渡さなければならない。

第 号	公用負担証		
目的別 負担内容	種類 使用	収用	処分等
平成 年 月 日	岡崎市長		印
	殿		

3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価によりその損失を補償しなければならない。

第3節 水防報告

水防管理者は、水防が終結したときは遅滞なく次の事項を取りまとめて、別記様式により西三河建設事務所長に報告する。

- (1) 水防本部設置及び水防解除の日付け及び時刻
- (2) 消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水こり門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- (5) 使用資材の種類 数量
- (6) 水防法第28条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 避難勧告及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 水防管理者の所見
- (12) その他必要事項

水防報告書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名		平成 年 月 日報告					
出水の概要		級		川水系		川始め 河川	
		最高時間雨量		mm 月 日 時		地内	
		総雨量		mm 月 日 時		月 日 時	
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ~ 月 日 時頃					
	実施箇所		河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2					
	3						
延出動人員	水防団	名	自衛隊	名	居住者	名	
	消防団	名	()	名	計	名	
水防作業の概要及び水防工法							
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被害						
使用資器材	種類	数量		単価	金額 (円)		
特記事項							

備考

「出水の概要」「実施箇所」...複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」... 水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、破堤又は越水箇所を記入すること。

紙面が足りない場合は別紙とすること。